

## 仙台湾南部海岸『海岸協力団体』を募集します。

海岸法による海岸協力団体制度に基づき、仙台湾南部海岸の国土交通省事業区間において「海岸協力団体」を募集します。

海岸協力団体とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体を支援するものです。今回の募集は、海岸協力団体として海岸の維持、海岸環境の保全等の活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。

※平成26年6月の「海岸法の一部を改正する法律」により、海岸協力団体制度が創設されました。今後、海岸協力団体に海岸管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実が図られるものと期待されます。

### 記

1. 募集期間 : 平成30年11月 5日 (月) から  
平成30年12月14日 (金) まで
2. 募集要項 : 別添資料をご参照下さい
3. 募集機関 : 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先	
国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	
仙台市太白区あすと長町四丁目1番60号	
電話：022-248-4135 (工務第一課)	
工務第一課長	いしむら 石村 やすし 靖 (内線311)